

法務省民商第631号

平成20年2月18日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

登記事務における登記簿等の公開に関する事務の民間委託実施庁における簡易確認手続の取扱いについて（通達）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託（以下「民間委託」という。）が本年4月1日から順次実施される予定ですが、民間委託を実施している法務局若しくは地方法務局若しくはそれらの支局又はそれらの出張所（東京法務局本局、大阪法務局本局及び名古屋法務局本局を除く。以下「民間委託実施庁」という。）が供託所である場合における供託規則（昭和34年法務省令第2号。以下「規則」という。）第14条第1項後段（同条第4項、第21条第5項並びに第27条第2項（第21条の3第3項、第21条の6第2項、第35条第4項、第36条第3項、第42条第3項、第48条第3項及び第49条第4項において準用する場合を含む。）及び第3項（第21条の3第3項、第21条の6第2項、第35条第4項、第36条第3項、第42条第3項、第48条第3項及び第49条第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は第26条第1項ただし書（第21条の3第3項、第21条の6第2項、第35条第4項、第36条第3項、第42条第3項、第48条第3項及び第49条第4項において準用する場合を含む。）に定める資格証明書等の提示等に代える手続（以下「簡易確認手続」という。）によることができるときの取扱いについては、代表者の資格等又は印鑑についての登記官の確認に代えて下記の方法によることとしましたので、この旨貴管下供託官及び乙号事務の受託民間事業者に周知方取り計らい願います。

記

第1 簡易確認手続の申出に係る供託官の処理

1 依頼書の作成

民間委託実施庁において、供託申請者又は払渡請求者等（以下「申請者等」という。）から、供託書又は供託物払渡請求書等（以下「供託書等」という。）の提出と同時に、簡易確認手続によりたい旨の申出があり、供託官がこれを認める場合には、供託官は、様式第1号の依頼書を作成する。

2 依頼書の手交等

依頼書を作成したときは、供託官は、供託書等の余白に様式第2号による印を押なつするとともに、同様式の該当事項に係る認印欄に認印し、依頼書とともに申請者等に手交する。

第2 依頼書の提出に係る乙号事務の窓口（以下「乙号窓口」という。）における処理

1 証明書の作製及び引渡し

申請者等から、供託官の手交に係る依頼書の提出があったときは、乙号窓口の担当者は、依頼書に基づき「公用」の印字を付した証明書を1通作製し、更に同証明書の表面の適宜の箇所に様式第3号の朱印を押なつした上で、これを申請者等に引き渡すものとする。この場合において、依頼書が印鑑証明書に係るものであるときは、乙号窓口の担当者は、申請者等に印鑑カードの提出を求め、印鑑証明書を引き渡すときには、依頼書とともに提出された印鑑カードを申請者等に返却しなければならないものとする。

なお、依頼書の提出と併せて供託書等の提出又は提示を求める必要はない。

2 証明書引渡し後の依頼書の取扱い

申請者等に証明書を引き渡した後の依頼書は、他の乙号請求書とともに編てつし、職員へ引き渡すまでの間保管するものとする。

第3 証明書の提出に係る供託官の処理

1 現在事項一部証明書又は代表者事項証明書の取扱い

申請者等から、供託書とともに第2の1の手続により作製された現在事項一部証明書又は代表者事項証明書の提出があったときは、供託官は、規則第14条第1項後段（第21条第5項及び第27条第3項（第21条の3第3項、第21条の6第2項、第35条第4項、第36条第3項、第42条第3項、第48条第3項及び第49条第4項において準用する場合を含む。）において準用す

る場合を含む。)若しくは第4項又は第27条第1項ただし書(第21条の3第3項,第21条の6第2項,第35条第4項,第36条第3項,第42条第3項,第48条第3項及び第49条第4項において準用する場合を含む。)に規定する資格証明書等の提示があったものとして取り扱う。この場合において,上記各証明書は,前掲各規定に定める提示書類には該当しないため,供託申請又は払渡請求等に係る手続終了後,申請者等に返却することなく,供託書添付書類つづり込帳又は払渡請求書類つづり込帳等に編てつし,保存する。

なお,上記各証明書については,規則第9条の2第1項に定める添付書類に該当しないので,原本還付に応じることはできない。

2 印鑑証明書の取扱い

申請者等から,供託書等とともに第2の1の手続により作製された印鑑証明書の提出があった場合における当該印鑑証明書の取扱いは,通常の印鑑証明書の取扱いと同様である。ただし,規則第9条の2第1項に定める添付書類に該当しないので,原本還付に応じることはできない。

第4 その他

申請者等に対する依頼書の交付後においては,これを再交付することはできない。